

東日本大震災による番号不明被災自動車の処理に要する費用に係る  
特定再資源化預託金等の出えん等について

平成23年4月開催の第41回資金管理業務諮問委員会において、東日本大震災による被災自動車であつて、車台番号及び登録番号・届出番号のナンバープレート情報が判別できないもの(以下「番号不明被災自動車」という。)については、再資源化預託金等の預託の有無を確認することができないため、①当該番号不明被災自動車の再資源化預託金等を資金管理法人が資金管理業務として資金管理料金を原資に預託すること、②当該再資源化預託金等相当額及び本措置に係る資金管理業務に要する費用に特定再資源化預託金等を充てること、③指定再資源化機関が番号不明被災自動車の再資源化等を行うこと、④当該特定再資源化預託金等の金額について資金管理業務諮問委員会の審議に付すこと等が審議・承認された。

よつて、第45回資金管理業務諮問委員会において、平成24年度に資金管理法人が必要とする特定再資源化預託金等の金額、併せて、平成24年度に指定再資源化機関が行う番号不明被災自動車の再資源化等に要する費用として出えんを必要とする特定再資源化預託金等の金額を下記のとおり審議に付す。

記

1. 平成24年度において資金管理法人が必要とする特定再資源化預託金等の金額の見込み

(1) 資金管理法人が資金管理業務として預託する再資源化預託金等相当額

再資源化預託金等(ASR・エアバッグ類・フロン類・情報管理預託金)

○平成23年度2月及び3月発生分

3,800台 × 1台当たり預託単価 11,170円 = 42百万円

○平成24年度発生分

14,000台 × 1台当たり預託単価 10,040円 = 141百万円

○合計 183百万円・・・ (A)

(2) 本措置に係る資金管理業務に要する費用

事務委託費用等(平成23年度2月及び3月並びに平成24年度発生分)

8百万円・・・ (B)

(3) 資金管理法人が必要とする特定再資源化預託金等の金額

(A) + (B) = 191百万円

2. 平成 24 年度において指定再資源化機関が出えんを必要とする特定再資源化預託金等の金額の見込み

指定再資源化機関が使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号。以下「法」という。)第 106 条第 2 号規定の業務として行う番号不明被災自動車の再資源化等に係る収支の見込みは次のとおり。

(1) 平成 23 年度における当該業務に係る収支見込

○資金管理人から払渡しを受ける番号不明被災自動車の再資源化等預託金の金額

16 百万円 … (a)

○番号不明被災自動車の再資源化等処理費用の金額(ASR・エアバッグ類・フロン類)

13 百万円 … (b)

○平成 23 年度収支(a)－(b) 2 百万円… (A)

(2) 平成 24 年度における当該業務に係る収支見込

○資金管理人から払渡しを受ける番号不明被災自動車の再資源化等預託金の金額

182 百万円 … (a)

○番号不明被災自動車の再資源化等処理費用の金額(ASR・エアバッグ類・フロン類)

188 百万円 … (b)

○平成 24 年度収支(a)－(b) △6 百万円… (B)

(3) 平成 23 年度及び平成 24 年度収支合計

(A)＋(B) = △4 百万円

(4) 指定再資源化機関が出えんを必要とする特定再資源化預託金等の金額

上記(3)のとおり、番号不明被災自動車の再資源化等に係る収支の見込みは、平成 23 年度及び平成 24 年度合計で、4 百万円のマイナスとなる。

よって、指定再資源化機関は特定再資源化預託金等 4 百万円の出えんを必要とする。

3. 第 45 回資金管理業務諮問委員会の審議及び理事会の議決

(1) 平成 24 年度において資金管理人が充てる特定再資源化預託金等の金額の上限

平成 24 年度において資金管理人が充てる特定再資源化預託金等の金額の上限は、上記1. (3)の 191 百万円であることについて、第 45 回資金管理業務諮問委員会の審議に付し、理事会の議決を受ける。

なお、191 百万円を超える場合は、改めて資金管理業務諮問委員会の審議に付し、理事会の議決を受ける。

(2)平成 24 年度において指定再資源化機関が出えんを必要とする特定再資源化預託金等の金額の上限

平成 24 年度において指定再資源化機関が出えんを必要とする特定再資源化預託金等の金額の上限は、上記2. (4)の 4 百万円であることについて、第 45 回資金管理業務諮問委員会の審議に付し、理事会の議決を受ける。

なお、4 百万円を超える場合は、改めて資金管理業務諮問委員会の審議に付し、理事会の議決を受ける。

4. 特定再資源化預託金等を充てることについての経済産業大臣及び環境大臣への承認申請

現時点においては、番号不明被災自動車の発生台数及びその処理内容を確定することができない。

よって、上記3. の資金管理業務諮問委員会の審議及び理事会の議決のうえ、資金管理法人による番号不明被災自動車の再資源化預託金等の預託・払渡し、及び指定再資源化機関による番号不明被災自動車の再資源化等処理が発生し、資金管理法人及び指定再資源化機関が必要とする特定再資源化預託金等の金額が確定の都度、法第 98 条第 1 項の規定に基づく経済産業大臣及び環境大臣への承認申請を行う。

確定し、経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けた特定再資源化預託金等の金額は、資金管理業務諮問委員会及び理事会に報告する。

以上